

番号	1. (1) (2)
項目	工事契約後に資材価格変更や工期の遅延、中止によるしわ寄せが下請け業者に及ぶことのないよう元請け業者に指導を徹底してください。契約後の資材や労務費の高騰等の変動があった場合はスライド条項を適切に運用し、数次下請けまで含めた協議をお願いします。 工務店をはじめとした中小零細建設事業者は、急騰するコストを価格転嫁できず、採算性の悪化が経営基盤を直撃し、事業継続そのものが危ぶまれる事態が広がっています。事業者には直接支援が届くような自治体による具体的で早急な対応を求めます。
(回答) 本市としましても、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりなどの影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していることについては承知しております。 こうしたことに伴うしわ寄せが下請け業者に及ぶことのないよう、受注者に対しては建設業法令を遵守し、下請契約において適正な取引が行われるよう指導を徹底しているところです。 いわゆるスライド条項の適用についても、受注者から協議の申し出があった場合には、誠実に協議に応じているところです。 また、急騰する建設コストに対する支援について、発注者として状況を踏まえた工事費の積算や工期の設定等により、適正な契約となるよう努めるとともに、契約変更の協議に対しても誠実に対応してまいります。	
担当	大阪港湾局 企画部 工務課（工務担当） 電話：06-6615-7803

番号	2. (1)
項目	公共工事設計労務単価は14年連続上昇し、全職種平均で25,834円と過去最高値を更新しましたが、今般の物価高騰に賃金の上昇が追い付いておらず、大きな乖離があるのが実情です。「労務費に関する基準」の運用方針では「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」ことにかかる努力義務について、CCUSレベル別年収を支払うこと等により履行することが考えられると記載されています。<u>貴市発注工事ではCCUSレベル別年収の目標値に満たない支払いが発生しないよう元請け業者に指導を徹底し、その契約については新設されたコミットメント条項(A)を使用するよう働きかけて下さい。</u>
(回答) (下線部について回答) 公共工事設計労務単価は、都道府県別・職種別に公共工事の工事費の積算に用いるために、農林水産省及び国土交通省が実施した公共事業労務費調査に基づき決定したものであり、本市発注工事においても、この最新単価を用いて工事費を積算しております。 本市では、受注者に対して建設業法の下請負人保護に関する諸規定の主旨に基づいて「社会保険等の加入促進及び法定福利費の適正な確保」、「建設労働者への適切な賃金の支払い」、「下請負人に対する指導」等について適正に行うよう、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行うとともに、必要に応じて指導することとしております。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06－6615-6646

番号	2. (1)
項目	公共工事設計労務単価は14年連続上昇し、全職種平均で25,834円と過去最高値を更新しましたが、今般の物価高騰に賃金の上昇が追い付いておらず、大きな乖離があるのが実情です。「労務費に関する基準」の運用方針では「労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施する」ことにかかる努力義務について、CCUSレベル別年収を支払うこと等により履行することが考えられると記載されています。貴市発注工事ではCCUSレベル別年収の目標値に満たない支払いが発生しないよう元請け業者に指導を徹底し、<u>その契約については新設されたコミットメント条項(A)を使用するよう働きかけて下さい。</u>
	(回答) (下線部について回答) コミットメント条項の導入については、国や他の自治体の動向を注視しつつ、パターンを選択も含め検討してまいります。
担当	契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ) 電話：06-6484-7434

番号	2. (2)
項目	改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置として、公共工事・民間工事に関らず、受発注者間、元下間、下下間の全ての段階において適正な労務費を確保するとしています。最終下請まで「標準労務費」が確保されるよう建設Gメン等による調査をしてください。
(回答) 本市では、下請契約の当事者は、各々対等の立場の合意に基づき、書面により適正に契約を締結するとともに、下請代金の決定・前払金を含む下請代金の支払等は、建設業法の下請負人保護に関する諸規定の趣旨にのっとり適正に行うこと、並びに本市発注工事においては、「公共工事設計労務単価」を基本に積算しており、この点に十分留意し、建設労働者への適切な賃金の支払いについて配慮するとともに、不払いが発生しないよう万全を期することを工事請負入札参加有資格者に配布している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行っております。 また、ダンピング対策として、令和8年7月から従前からの法定福利費（事業主負担分）に加え、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載した請負代金内訳書の提出を工事請負業者に求めています。 さらに、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を踏まえ、本市においても一部案件において労務費ダンピング調査を導入予定であり、必要に応じて建設Gメンへの通報も行う予定です。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	2. (3)
項目	国は、法定福利費を含まない契約は「法令違反のおそれ」と強く戒め、国土交通省は公共工事設計労務単価に加えて支払うべき必要経費は法定福利費を含み 48%と明記していますが、法定福利費がもらえている事業主は少数にとどまっています。実態を把握し、あらためて指導を強化してください。法定福利費を請求しても支払われない場合は、しかるべき行政指導を行なってください。
(回答) 本市は令和4年4月より、工事請負者が契約締結後 21 日以内に発注者に提出する「請負代金内訳書」に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を記入させて提出を受けています。それに併せて、工事予定価格に占める法定福利費概算額を公表し、「請負代金内訳書」に明示された法定福利費が基準額(予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1以上)以上あるかの確認を行っています。明示された法定福利費が基準額を満たさない場合は、受注者に確認を行い、不正の疑いがある場合は、建設業許可部局へ通報します。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06－6615-6646

番号	2. (4)
項目	「働き方改革」関連法の施行にともなう、年次有給休暇の取得義務や「週休2日」「週40時間」を基本とした就労の実現、処遇改善を進めるには適正な工期と必要な経費が確保されることが前提となります。予定価格の積算段階では工期が必然的に延びたり、経費が必要になることで諸経費に補正係数を導入し進められていると思いますが、必要経費を確保するため労務費の補正係数を引き上げ、計上された必要経費が確実に賃金に反映されるように指導してください。
(回答) 本市では、従前より週休2日や雨休率等を見込んだ適切な工期設定を行っております。また、大臣官房 会計課長及び技術調査課長の連名で通知されている令和7年3月12日付「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」を基に、「大阪市週休2日工事実施要領」に基づき「週休2日」に対応した積算を行い予定価格を算出しています。 なお、本市では、受注者に対して建設業法の下請負人保護に関する諸規定の主旨に基づいて「社会保険等の加入促進及び法定福利費の適正な確保」、「建設労働者への適切な賃金の支払い」、「下請負人に対する指導」等について適正に行うよう、工事請負入札参加有資格者に配付している文書である「建設工事の適正な施工の確保について」にて周知を行うとともに、必要に応じて指導することとしております。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06－6615-6646

番号	2. (5)
項目	「雇用」と「請負」を明確にし、「雇用」には法定福利費を完全に行き渡らせ、「請負」に対しては一人親方等の特別加入労災保険料を含む請負代金での契約を交わすべきです。国土交通省では「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、一人親方チェックリストや建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用など検討、規制逃れを目的とした対策と一人親方と建設企業の適正取引の推進などにつなげる道筋案を取りまとめています。大阪市として偽装請負防止のための具体策についてお聞かせください。
(回答) 本市は、受注者に全ての次数の下請負人（建設事業者に限る）の社会保険等の加入状況を確認させるとともに作業員名簿（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）の提出を求めています。やむを得ず、受注者が社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合は、本市への報告を義務付けており、未加入である旨を本市から社会保険等担当機関に通報します。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06－6615-6646

番号	2. (6)
項目	建設キャリアアップシステム(CCUS)は、職能や経験を可視化することで建設労働者の処遇改善につながるものと期待されています。貴市発注工事での建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応および普及をすすめてください。
(回答) 本市では、総合評価落札方式で発注した際の評価項目として建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を行っている事業者を優位に評価しています。これまで、原則として予定価格が6億円を超える工事に総合評価落札方式を適用してきましたが、令和8年度からは、原則として予定価格3億円以上の工事にも総合評価落札方式の適用を拡大しました。	
担当	建設局 企画部 工務課 工事監理担当 電話：06-6615-6646

番号	2. (7) 1) 2)	
項目	建設業退職金共済制度（建退共）の普及促進のため、受注業者に対する指導と対象労働者の手帳交付を義務付けてください。 1) 建退共証紙が確実に現場労働者に行き渡るよう点検指導を強めてください。 2) 証紙の不要届（辞退届）については、提出事業所の実態を確認し貼付を徹底してください。また「自社退職金制度」があったとしても、労働者福祉の観点からも貼付指導をお願いします。	
（回答） 本市における建設業退職金共済制度についての取り組みとしましては、経営事項審査書類の確認の際に同制度への加入の有無を審査しているとともに、大阪市入札参加資格を申請され、承認を受けられた方には、「建設工事の適正な施工の確保について」及び「建設退職金共済制度の活用について」の文書を個別に通知し、適正な労働条件の確保についても、「建設労働者の雇用に当たっては、建設業退職金共済制度の履行に努めること」と同文書に記載しております。 個々の契約に際しては、同制度の履行の促進について指導していることをはじめ、一定規模以上の工事について、掛金収納書及び共済証紙の購入枚数の根拠を示す書類を提出させ、工事完成時において購入枚数と貼付枚数に差があるときは理由の報告を求めるとともに、証紙の不要届（辞退届）については、共済証紙購入枚数説明書にて共済証紙を購入しない理由を確認しております。 工事成績採点に当たっては、これらの書類の提出等を評価の対象としております。 また、工事現場においては、各下請負人の建退共加入の有無を確認した施工体制台帳を備えるとともに、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図や「建設業退職金共済制度適用事業主」の標識を掲示するように指導しております。 今度とも、証紙の貼付もれがないよう建退共制度のさらなる普及・履行の確保に努めてまいります。		
担当	水道局 工務部 土木施設課（技術監理）	電話：06-6616-5530

番号	3.
項目	全国的に公契約条例（公共工事における賃金確保法）の制定が相次いでおり、賃金の下 限額が定められた公契約条例により建設労働者の賃金確保に一定の効果を上げています。 貴市においても、公共建築物の質の確保と建設業界の健全な発展、現場労働者の「適正な 賃金」の確保のため「公契約条例」を制定してください。
（回答） 最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には、国において必要な措置が 講ぜられるべきと考えております。 本市では、大阪府作成の労働関係法令に係るパンフレットを調達・契約システムウェブサイ トへ掲載の上、落札者へ配付するなど、事業者に対する労働関係法令の周知及び遵守の要請に 努めています。 また、総合評価一般競争入札により発注を行う際に、賃金・労働条件の向上への取組を評価項 目としているものも多く、これにより、労働者の賃金・労働条件の向上を図ることとしていま す。 加えて、業務委託契約においては、契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴 取し、大阪労働局労働基準部と締結している「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」に基 づいて、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して 低入札価格調査を行った上で契約を締結した場合、契約事項を大阪労働局へ情報提供するよう 定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の確保に向けた取組を実施し ています。 さらに、第三次・担い手3法の改正を踏まえ、令和8年10月1日より、「労務費ダンピング 調査」を実施します。これは、予定価格6億円超の工事を対象に、入札時に提出される工事費内 訳書の直接工事費が本市積算額の一定水準を下回る場合には、事業者に対して理由書の提出・ 確認を求め、合理的な理由が確認できないときは、書面による注意喚起等を行った上で、建設 Gメンへ通報するというもので、これにより、労働者の適正な賃金確保への効果が期待できま す。 今後とも、公契約に関しては、国や他の自治体の動向を注視しながら、適正な契約制度の確立 に努めてまいります。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7434

番号	4. (1) (2)
項目	貴市発注工事において、下請や職人が不払いにあった場合、建設業法第 41 条に基づく元請による立替払いを確保し、下請負業者等との間で請負代金、資材費、賃金の不払い等による紛争があったときは、貴市の責任において問題解決を図ってください。 昨年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）の不払い相談件数と解決件数を教えてください。
本市では、公共工事における下請負人の保護については重要な問題であるとの認識のもと、具体的な取組として、①工事請負契約約款において下請関係など建設業法等関係法令の遵守義務の義務付け、②下請負人の保護に十分に配慮するよう業者登録時・契約時に建設業者に対する要請、③下請代金未払について本市に苦情が寄せられた場合に円満に解決するよう元請業者に対する要請、④管轄の建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センターの紹介を行うなど、下請負人の保護に努めているところであります。 本市発注工事において、不払いなどの情報提供を受けた場合、契約相手方（元請業者）に対して指導・助言を行うなど、厳正な対応を図ります。 また、下請代金未払等の問題は、法律上は個々の「民事上の争い」であり、発注者である本市が介入することには法的に限界があるところではありますが、必要に応じて、書面等により契約締結及び下請代金支払に関する事実関係の調査を行うものとします。 特に、不払いの原因が前払金使途違反案に起因するものであれば、下請代金を着手前に支払うよう規定している建設業法第 24 条の 3 第 3 項の違反に当たります。 本市にとっても契約違反というだけの問題ではなく、前払金の使途を偽って払出す行為は詐欺罪にあたり、このような行為は、当該工事において下請代金未払事案を引き起こすことも想定されることから、適正な前払金の使用を徹底するため、公共工事の前払金払出にかかるチェック体制を確保し、厳正に対応することとしています。 また、主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業法違反行為の情報（通報）を受け付ける窓口として、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置の「建設業法令遵守推進本部」に「駆け込みホットライン」が開設されております。下請代金の「不払い」等の元請業者と下請業者との間の請負契約に関する法令違反の他、工事の施工現場に関する法令違反、虚偽の許可申請書等に関する法令違反について、通報を端緒情報とし、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等の厳正な対応がなされます。 今後も本市は建設業の許可行政部局や保証会社など関係機関と連携し、発注者としてできる範囲で建設業法違反事案等に対して厳正な対応を図って参ります。 なお、昨年度（2025 年 4 月～2026 年 3 月）における本市に対する不払い相談件数は 0 件です。	
担当	大阪港湾局 企画部 工務課（工務担当） 電話：06-6615-7803

番号	5.
項目	地域建設業の振興や市民が安心して住み続けられる住宅づくりのために、住宅リフォームや地域商店のリニューアルに関する助成制度を創設してください。
(回答) 住宅リフォームに関する助成制度について、建設業を含む中小企業の振興という観点では、国、大阪府などの各種支援施策も踏まえ、効果的な支援施策を総合的に実施することとしており、住宅の耐震化や空家の利活用、子育て世帯等の市内居住の促進という観点から、住宅の改修やリフォームにかかる助成を進めており、このほかにも、高齢者等の生活支援として住宅の改修に係る給付などを実施しているところです。 また、地域商店を含む商店街の活性化に向けた支援として、地域の安全・安心や来街者の利便性の向上を図るハード事業（アーケード、街路灯、駐輪場の整備など）にかかる事業費の一部を助成するなど、様々な支援施策を展開しています。 【参考：関係局で実施している住宅の改修やリフォームにかかる助成・給付制度】 ● 民間住宅の耐震化を促進することを目的とした、耐震診断費や耐震改修費に対する助成（事業所管：都市整備局） ● 空家の利活用の促進を目的とした住宅の性能向上や地域まちづくりに資する空家の改修費等に対する助成（事業所管：都市整備局） ● 子育て世帯等の市内居住の促進や、民間賃貸住宅ストックの有効活用を目的とした、民間賃貸住宅の改修工事費に対する助成（事業所管：都市整備局） ● 高齢者等の世帯が介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うに際して、介護保険制度に関連するが支給対象とならない部分の住宅改修が必要な場合に、その費用の一部を給付（事業所管：福祉局） ● 在宅の重度身体障がい者・児もしくは重度知的障がい者・児が、日常生活上の障がいの除去又は軽減に直接効果のある住宅改修工事を行う場合に、当該工事費用の一部を給付（事業所管：福祉局）	
担当	経済戦略局 産業振興部 産業振興課 電話：06-6615-3761、3781 【関係局】 都市整備局 企画部 住宅政策課 電話：06-6208-9217 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	6.
項目	市民の生命を震災から守るためには住宅の耐震改修が欠かせません。すべての住民が活用できる対策と、建築年月日の拡大等の補助条件緩和など耐震診断・改修補助事業を拡充してください。
(回答) 本市では、民間住宅の耐震化を促進するため、市内全域の平成 12 年 5 月以前に建築された木造戸建住宅等や昭和 56 年 5 月以前に建築確認を受けて建築されたマンションを対象に、国及び府の制度を活用して耐震診断・改修補助事業を実施するとともに、建築関係団体等と連携して「大阪市耐震改修支援機構」を設立し、耐震診断や改修の実績がある事業者を情報提供するほか、セミナー・出前講座・個別相談会等の開催などを通じて、住宅の耐震化の必要性や補助事業に係る普及啓発を広く行っています。また、令和 8 年度から、戸建住宅等の耐震化に関する補助制度における補助事業者の年間所得制限を撤廃するとともに、各種補助事業における補助限度額を拡充しております。 補助事業の内容としまして、木造戸建住宅等の耐震診断については、費用の 10/11 以内（補助限度額 5 万円×戸かつ 20 万円/棟）を補助、耐震改修設計（耐震改修工事の見積りを含む。）については、費用の 2/3 以内（補助限度額 10 万円×戸かつ 18 万円/棟）を補助、耐震改修工事については、改修工事費の 1/2 以内（補助限度額 115 万円×戸）を補助しています。マンションの耐震診断については、費用の 2/3 以内（補助限度額 300 万円/棟）を補助、耐震改修設計（耐震改修工事の見積もりを含む。）については、費用の 2/3 以内（補助限度額 350 万円）を補助、耐震改修工事については、改修工事費の 1/3 以内（補助限度額 4,500 万円/棟）を補助しています。（別途、面積による上限があります。） また、木造戸建住宅等に対しては、建物全体を補強する工事に加え、1 階のみを補強又は、寝室等の一部屋にシェルターを設置する工事も補助対象とする等、これまでも補助事業の拡充に努めてきたところです。 今後とも、安全で安心して暮らせる住まいづくりに向けて、引き続き、民間住宅の耐震化の促進に努めてまいります。	
担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課（防災・耐震化計画） 電話：06-6208-9622

番号	7.		
項目	熱中症による労働災害が増加しています。厚生労働省の資料では熱中症による死亡災害件数は高止まりの傾向が続いています。2025 年 6 月 1 日の改正労働安全衛生規則の施行に伴い発注者責任として、現場で働く建設労働者のいのちと健康を守るため、猛暑時に配慮した「夏工期」「夏単価」の導入の指導と空調服の購入補助制度を創設してください。		
(回答)			
国土交通省が令和 6 年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「運用指針」を制定し、運用を開始した事に伴い、本市においても熱中症対策として適切な工期となるよう、猛暑日を考慮した工期設定を行っております。			
本市発注の建築工事においては、熱中症対策に関する下記項目は費用計上しており、受注者へも適切な熱中症対策を実施するよう、設計書にて求めています。			
熱中症対策に関する項目			
・作業場用大型扇風機 ・作業場換気用送風機 ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機 ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・遮光チョッキ、空調服 ・ドライミスト ・暑さ指数（WBGT 値）の計測装置			
担当	都市整備局 企画部 公共建築課 都市整備局 住宅部 建設課		電話：06-6208-9348 電話：06-6208-9242

番号	8.
項目	アスベストの飛散防止対策は徹底した対応が求められます。<u>露出した吹付けアスベストの含有調査・除去工事等の補助制度は継続し</u>、アスベスト建材が多数使用されている既存建築物の解体での飛散防止について助成制度を創設してください。
(回答) (下線部について回答) アスベストの含有調査・除去工事等にかかる費用に対する補助制度については、平成 18 年 2 月に国において、時限制度として地方自治体も一定の補助負担を行うことを前提とした「アスベスト改修等補助事業」が創設されたことから、本市では、同年 6 月に、国の補助にあわせて本市が補助負担を行う「大阪市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度」を創設し、これまで実施しているところです。 国の補助制度が期限を迎える予定の令和 12 年度末以降の本市の補助制度については、国の動向を注視して対応してまいります。	
担当	計画調整局 建築指導部 監察課 電話：06-6208-9315

番号	8.
項目	アスベストの飛散防止対策は徹底した対応が求められます。露出した吹付けアスベストの含有調査・除去工事等の補助制度は継続し、<u>アスベスト建材が多数使用されている既存建築物の解体での飛散防止について助成制度を創設してください。</u>
(回答) (下線部について回答) 石綿が使用されている建築物の解体・改修工事は令和 10 年頃ピークを迎えることが見込まれており、引き続き石綿飛散防止を徹底するため、国に対して民間建築物の解体・改修を実施する者の負担を減じるよう十分な財政措置を講じることや、石綿の事前調査及び解体等工事に係る除去等費用の助成措置を講じることを要望していきます。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課 環境保全対策グループ 電話：06-6615-7923

番号	9.
項目	アスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022 年 4 月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須になり、2023 年 10 月からは有資格者による事前調査も義務付けられました。国は規制の強化を打ち出していますが、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設従事者の健康被害も心配され、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても併せて求められます。アスベストの調査・除去費用は建物所有者が負担することとなり、アスベストの健康被害および関連法改正の周知徹底と、<u>国土交通省の「住宅・建築物ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるレベル 3 までの調査・除去費用の助成制度に拡充するよう国に働きかけてください。</u>
(回答) (下線部について回答) 国においては、平成 18 年 2 月に建築基準法の一部改正（平成 18 年 10 月施行）を行い、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付ロックウールの使用を禁止しています。 また、同時期に国土交通省は、こうした吹付けアスベスト材の除去等を促進するため、住宅・建築物の吹付けアスベスト材の含有調査・除去等に要する費用に対して補助を行う「アスベスト改修型優良建築物等整備事業（現住宅・建築物アスベスト改修事業）」を創設しました。 今回ご要望のいわゆる「レベル 3」の材料については、国土交通省所管の法律では規制していないため、補助についても対象としていないものと認識しています。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	
担当	計画調整局 建築指導部 監察課 電話：06-6208-9315

番号	9.
項目	<u>アスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022 年 4 月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須になり、2023 年 10 月からは有資格者による事前調査も義務付けられました。国は規制の強化を打ち出していますが、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設従事者の健康被害も心配され、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても併せて求められます。アスベストの調査・除去費用は建物所有者が負担することとなり、アスベストの健康被害および関連法改正の周知徹底と、国土交通省の「住宅・建築物ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるレベル 3 までの調査・除去費用の助成制度に拡充するよう国に働きかけてください。</u>
(回答) (下線部について回答) 本市では、特定建設作業の講習会を開催するほか、ホームページにおいて、適正な事前調査の実施や除去作業に必要な届出、飛散防止措置など、法令を遵守した作業を実施するよう周知徹底を図っています。また、国からも定期的に事前調査の義務付け周知用のチラシの送付があり、窓口や立入検査時に関係者へ配布する等、事前調査を適切に実施するよう引き続き周知してまいります。 また、本市では法令に基づく石綿除去作業の届出のあった工事現場には、原則として事前、事後に全件立入を実施しており、届出対象外である解体工事についても木造建築物以外の解体工事に全件立入指導を実施するなど、石綿除去作業への監視・指導を強化しています。	
担当	環境局 環境管理部 環境規制課 環境保全監視グループ 電話：06-6615-7923

番号	10.
項目	私たちの大阪建設国民健康保険組合（大建国保）への事業助成補助金の復活をお願いします。
（回答） 本市におきましては、市政改革に取り組む中、補助金等についても、その財源の多くが市民の税金であり、選択と集中により厳しく見詰め直すことが求められたことから、補助の必要性、妥当性、有効性、公平性の4つの基本的視点からあり方を見詰め直す「補助金等のあり方に関するガイドライン」を平成19年3月に策定しました。 国民健康保険組合補助金については、ガイドラインの「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定し資金的に余裕のある団体への補助等については廃止」また「毎年の補助金額を上回って翌年度への繰越金が発生している団体などへの補助は、繰越内容も確認しながら廃止」という見直し基準に沿って、平成20年に廃止したところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961